

杉並区コーラス連盟会則

総 則

第1条 本連盟は、杉並区コーラス連盟と称し、事務所は会長宅に置く。

目 的

第2条 本連盟は、コーラスの普及と区内のアマチュアコーラス団体相互の親睦と向上を図ることを目的とする。

事 業

第3条 本連盟は、第2条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) コーラスの普及と発表に関すること。
- (2) 加盟団体の親睦と交流に関すること。
- (3) コーラスの技術向上に関すること。
- (4) 活動場所確保に関すること。
- (5) その他必要な事項

組織・運営

第4条 本連盟は、第2条の趣旨に賛同するアマチュアコーラス単位団体で組織する。ただし、小中学校児童生徒を主体とする団体は除く。

第5条 本連盟の加盟及び退会は運営委員会において審議承認する。

第6条 本連盟に次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 若干名
書 記 3名
会 計 2名
監 事 2名
相談役 若干名を置くことができる。

- (1) 会長は本連盟を代表し、他の役員はこれを補佐する。
- (2) 監事は本連盟の事業及び会計を監査する。

第7条 役員を選出と任期

- (1) 役員は運営委員会の協議により決定する。
- (2) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。原則として最大3期までとする。任期中交代の場合は、その前任者の残任期間とする。

会 議

第8条 本連盟の会議は、役員会と運営委員会とし、必要に応じ、会長が招集する。

第9条 本連盟に運営委員会を置く。

- (1) 運営委員会は役員と一般団体の代表で構成する。
- (2) 運営委員会は本連盟の最高の議決執行機関とする。
- (3) 運営委員会は年度初めに開催する。

第10条 本連盟は必要に応じて委員会を設けることができる。

会 計

第11条 本連盟の経費は、加盟団体の会費およびその他の収入をもって充てる。

- (1) 一般団体の会費は、入会金3,000円、年会費3,000円とする。
- (2) 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

付 則

第12条 この会則は運営委員会の議決を経て改正することができる。

第13条 この会則は、昭和48年7月18日より実施する。

昭和49年2月 一部改正

昭和55年4月 一部改正

平成 6年4月 一部改正

平成 8年4月 一部改正

平成 9年4月 一部改正

平成13年4月 一部改正

平成16年4月 一部改正

平成25年4月 一部改正

平成26年4月 一部改正

(H26.4.)